令和８年度　板橋区職員
行政専門職（法務）採用選考案内

令和８年 11 月
板　　橋　　区

１　職務の級、採用予定数、職務内容

職務の級	採用予定数	職務内容
課長級	１名	板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）における 〇法務に関する実務、職員への助言や研修等 〇子どもの権利擁護に係る対応

※　敷地内は禁煙

２　採用予定日

令和９年４月１日

３　受験資格

年齢を問わず、以下の条件を全て満たしている者

（１）日本国籍を有する者

（２）司法修習を修了した者又は弁護士法第５条により弁護士となる資格を有する者

（３）大学卒業後 11 年以上（令和９年３月 31 日現在）経過している者

（４）地方公務員法第 16 条のいずれにも該当しない者

（５）弁護士法第７条のいずれにも該当しない者

※（４）及び（５）については本選考案内３ページをご確認ください。

４　選考方法、選考日、会場等

（１）第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	合否に関わらず、第一次選考受験者全員にメールで結果を通知します。 令和８年 12 月 21 日（月）までに通知が届かない場合は、申込先へお問合せください。

（２）第二次選考

選考方法	口述試験
実施日	令和９年１月上旬（予定）
会　場	第一次選考合格者に対して詳細をお知らせします。

（３）最終合格発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、特別区人事委員会による選考を経て、最終合格者を決定します。

合格発表	令和９年２月下旬（予定） （合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果を通知します。）

５　受験申込手続き

申込方法	**インターネット申込** 申込専用フォームへアクセスして、 必要事項を入力し、お申込みください。 （https://logoform.jp/form/Rwxz/1853226） ※申込専用フォームでお申込みができない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。
申込期間	**令和８年11月　４日（水）午前９時から** **令和８年12月　４日（金）午後５時まで（受信有効）** 申込期間内に正常に受信したものを有効とします。 有効に受信した場合は、受付メール（@logoform.jp）が自動送信されます。 **「受験番号」や「選考のご案内」が掲載されておりますので、選考日まで破棄しないようご注意ください。** メールが届かない場合は、申込期間内に必ず下記問合せ先にご連絡ください。 ※申込期間中のシステム停止や通信障害等が起きた場合のトラブルについては責任を一切負いかねます。
問合せ	板橋区総務部人事課人事係（区役所南館４階21番窓口） 〒173-8501　板橋区板橋二丁目66番１号 ☎03-3579-2070　平日午前９時00分から午後５時00分まで ※土・日・祝日は問合せ不可

６　勤務条件等

（１）初任給

年齢、採用までの職務経験などに応じて、板橋区の「職員の給与に関する条例」他関係規程に基づき決定します。

【例示】大卒・経験年数30年の場合・・・給料月額　約47万円（年収約1,170万円）

※　年収には地域手当（給料月額の 20%）、管理職手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。また、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

※　昇給は、原則として年１回行われます。

※　採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

※　初任給の加算は、在学期間証明書や在職証明書等の書類を基に算出いたします。特別区人事委員会の審査までにご提出いただけない場合、その分を加算できない場合があります。

（２）勤務場所・勤務時間・休暇等

①　勤務場所　板橋区子ども家庭総合支援センター（板橋区本町 24-17）

②　勤 務 日　原則として月曜日から金曜日まで

③　勤務時間　原則として８時 30 分から 17 時 15 分まで
（１日７時間 45 分、週 38 時間 45 分）

④　休　　暇　年間 20 日の年次有給休暇。その他夏季休暇、慶弔休暇等

（３）服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在行っている弁護士業については、原則として停止していただきます。

（４）その他

弁護士会の会費等は、自己負担となります。

７　参考

【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません。（心身耗弱を原因とするもの以外）

【弁護士法第７条（弁護士の欠格事由）】

次に掲げる者は、第４条、第５条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられた者

二　弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

三　懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であって除名され、弁理士であって業務を禁止され、公認会計士であって登録を抹消され、税理士であって業務を禁止され、若しくは公務員であって免職され、又は税理士であった者であって税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受け、その処分を受けた日から３年を経過しない者

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

８　板橋区における求職者等へのセクシャルハラスメント防止の取組

板橋区は法令に基づき、採用選考その他の休職活動等の過程において、選考に関わる職員から求職者等への性的な言動を禁止しています。

詳細は、区ホームページでご確認ください。

（https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/seisakukeiei/jinji/1066389.html）

９　その他

令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。

こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認として、予め、選考申込時において、申告により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

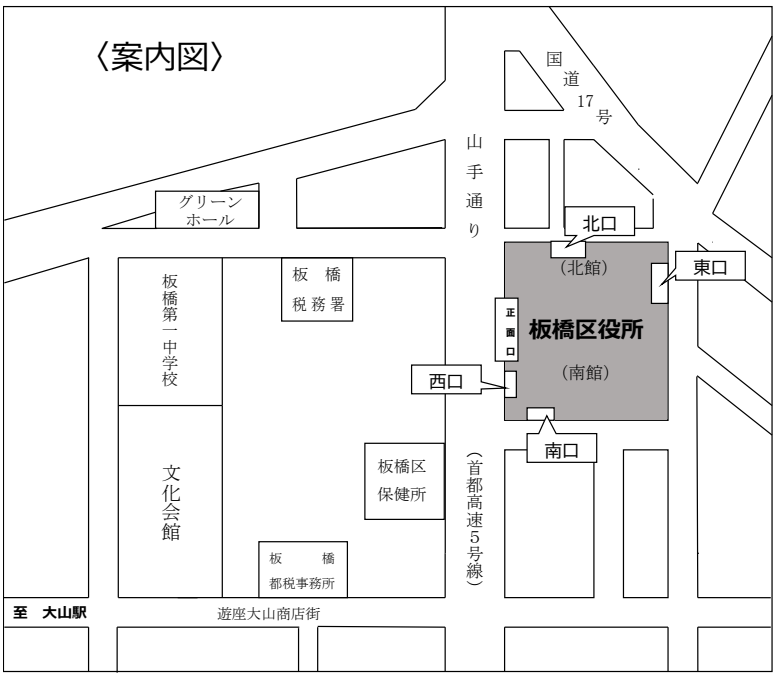
また、虚偽の申告をした場合は内定取消事由に該当します。

10　第二次選考会場

板橋区役所

所在地：板橋区板橋二丁目 66 番１号

交　通：都営三田線「板橋区役所前駅」下車１分、東武東上線「大山駅」下車 10 分



問合せ
板橋区総務部人事課人事係
03-3579-2070（直通）